

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第645号 平成25年11月19日

秘密情報は誰のモノ？（2）

私は、国家の安全を確保し、国益を守る為に国家機密の漏えいを防ごうとする「特定秘密保護法」というものは必要だと思っている一人です。

勿論、「国民の知る権利」を尊重しなければならない事は当然ですが、しかし、「国民の知る権利」といえども全てに優先する筈もなく、国家の安全・国益に係わる場合には「国民の知る権利」にも一定の制約が生じる事は止むを得ないと思っています。

そうはいっても、法律の運用によっては「国民の知る権利」が必要以上に侵される危険性は潜んでいる訳で、「国民の知る権利」とどう折り合いを付けるかは、非常に重要です。

そうした観点に立って「特定機密保護法案」を見た場合、私には幾つか慎重に検討すべき課題が有る様に思われます。

今月（11月）1日に開かれた衆議院の「国家安全保障特別委員会」において、日本版NSC（国家安全保障会議）の議論の公表について菅官房長官は、「国家安全保障を損なわない程度に検討したい」とする一方で、「議事録は作成しない」旨答弁しています。私は、極めて重要な国家機関（日本版NSC）における議論に関して「議事録を作らない」という政府の姿勢は、「特定秘密の保護」という考え方さえもないがしろにしかねないものだと危惧しています。このままでは、政府が自分の都合で情報をコントロールしようとしていると疑われても、致し方ないと思います。

一つの政策が打ち出された時に、検討会議での議論が記録として残さないという事になれば、後世、誰もその政策について検証することが出来なくなります。議事録をどの時点で公表するかは慎重に判断すべきだと思いますが、「議事録を作成すると自由闊達な議論を妨げる」というのは誠に不思議な話で、いい訳にもなりません。

議事録を作成するのもしないのも政府の自由という発想は、「政府が保有する情報はすべからず国民の財産である」という根本の意識が欠落しているせいではないかと思っています。

日本版NSCは国民の負託を受けて政府が設置したものである以上、そこでなされた議論は記録され、国民の財産として保存されるべきではないでしょうか。

また、何が「特定秘密」に当たるのかも、依然として良く分かりません。多くの

人が懸念しているのは、今後、秘密の範囲が際限なく広がって行くのではないかという事です。

政府は、「特定秘密」の指定基準を定める際には有識者の意見を聞くとしていますが、国民の懸念を払拭する為には、指定基準の設定やその運用が適切かをチェックする第三者的な機関の設置を検討する必要があると思います。

「特定秘密」の指定期間が5年というのは短いように感じますが、結局、更新は何度でもできますので、指定期間はあってない様なものです。これでは、一度「特定機密」とされた文書を国民が見る事は未来永劫不可能だけでなく、作成されるべき資料が作成されず、また、折角作成された資料も国民の知らない内に廃棄処分されかねません。

そうした事を避ける為にも、私は、「特定秘密」の文書であっても必ず一定期間経過後には公開され、後世の人々が検証し、評価する仕組みを作ることが重要だと思います。

また、「特定秘密」の扱いとなった文書等は、全て国立国会図書館で厳重に保管するといった措置も必要となるでしょう。

「特定秘密保護法案」では、厳しい罰則を設けていますが、これは、「特定秘密」の漏えいを防ぐ上で必要だと思います。ただ、その運用には慎重を期すべきものがあります。

特に、「特定機密」の漏えいを共謀する事は、未遂であっても厳しく罰する事としています。秘密漏えいを策し、教唆、扇動する者がいるからこそ秘密情報も漏れてしまう訳ですから、「特定秘密」を守る為には、予防措置を講じる必要がありますが、しかし運用を誤れば、「国民の知る権利」を大きく損ないかねません。

こうして見ただけでも、「特定秘密保護法案」には議論すべき課題が幾つも有る様に感じます。

国の安全や国益を守る為にも、機密情報の漏えいは防がなければなりません、同時に、この法律が、時の政府に対する国民の目を遮断する為の道具立てになってはなりません。

この法案に関して国会では賛否様々な議論が有り、与野党の思惑もあって複雑な動きとなっていますが、この法案は国の形を変えるかも知れない大きな問題ですので、国民にも分かる様に慎重、かつ、活発に審議していただきたいと思います。

(塾頭：吉田 洋一)